

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月30日
【会社名】	澁谷工業株式会社
【英訳名】	SHIBUYA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 澁谷 弘利
【本店の所在の場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市大豆田本町甲58番地
【電話番号】	(076)262-1201(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理本部長 吉道 義明
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社 名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 1【提出理由】

2021年9月28日開催の当社第73回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき40円（普通配当30円および創業90周年記念配当10円）

総額1,106,697,360円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月29日

第2号議案 取締役21名選任の件

取締役として澁谷弘利、久保尚義、中 俊明、毛利克己、本多宗隆、澁谷光利、澁谷英利、吉道義明、北村 博、河村孝志、西納幸伸、西田正清、二木彰徳、永井英次、太田正人、中西真二、高本崇弘、宮前和浩、菅井俊明、玉井政利、北川久司の21氏を選任する。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任した澁谷 進、小林威夫、渡辺英勝の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	254,180	2,503	0	98.49%	可決
第2号議案 取締役21名選任の件					
澁谷 弘利	222,284	34,399	0	86.13%	可決
久保 尚義	243,478	13,205	0	94.34%	可決
中 俊明	243,490	13,193	0	94.34%	可決
毛利 克己	243,493	13,190	0	94.35%	可決
本多 宗隆	243,484	13,199	0	94.34%	可決
澁谷 光利	243,333	13,350	0	94.28%	可決
澁谷 英利	243,333	13,350	0	94.28%	可決
吉道 義明	243,482	13,201	0	94.34%	可決
北村 博	243,484	13,199	0	94.34%	可決
河村 孝志	243,493	13,190	0	94.35%	可決
西納 幸伸	243,499	13,184	0	94.35%	可決
西田 正清	243,484	13,199	0	94.34%	可決
二木 彰徳	243,505	13,178	0	94.35%	可決
永井 英次	243,504	13,179	0	94.35%	可決
太田 正人	239,688	16,955	0	92.87%	可決
中西 真二	243,485	13,198	0	94.34%	可決
高本 崇弘	239,689	16,994	0	92.87%	可決
宮前 和浩	239,689	16,994	0	92.87%	可決
菅井 俊明	212,546	44,137	0	82.35%	可決
玉井 政利	235,667	21,016	0	91.31%	可決
北川 久司	242,076	14,607	0	93.80%	可決
第3号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	207,545	49,139	0	80.42%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案および第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上